

0. 補助事業の概要について

Q1	（自治体からの通知にあったが）変圧器の調査や交換に対する補助金の制度があるとのことですが、どのような内容ですか。	
A1		<p>以下①～③の3つの事業からなり、当財団に申請いただき、審査を経て、各種手続き後に補助金が支給される制度です。</p> <p>補助金交付決定前に実施された事業（既に調査や交換に着手されているものや、既に終了したもの）は、補助金の対象となりません。</p> <p>① 調査事業（補助率 1/10） 平成5年（1993年）以前に製造された低濃度 PCB 汚染の疑いがある使用中の油入変圧器について、PCB 汚染の有無を調査する費用に補助する事業です。</p> <p>② 交換事業（補助率 1/3、上限：変圧器 1 台当たり 100 万円） 現在使用中の PCB 汚染変圧器を、高効率の変圧器へ交換する費用に補助する事業です。</p> <p>③ 調査交換事業 上述の『①調査事業』と『②交換事業』を一体的に行う事業です。</p>
Q2	既に調査または交換を実施してしまいましたが、これから申請は可能ですか。	
A2		<p>既に調査や交換を実施済のものは、申請できません。</p> <p>調査や交換を実施する前に申請を行い、補助金交付決定後に着手することが前提になります。</p>
Q3	申請が可能な地域はどこですか。	
A3		全国どこの地域からでも申請が可能です。
Q4	PCB に汚染された変圧器を処分する費用も補助されるのですか。	
A4		<p>補助の対象外です。</p> <p>また、処分のための保管費用、輸送（運搬）費用も補助の対象外です。</p>

Q5	申請手続きを教えてください。	
	A5	<p>まずは交付申請書を作成し、当財団にご提出ください。</p> <p>提出された交付申請書を当財団にて審査（約 30 日間程度を要します）し、要件を満たしていること、書類内容に不備等がないことが確認できましたら「交付決定通知書」を発行・送付します。</p> <p>それを受けて、契約・発注などの実作業を進めていただきます。</p> <p>詳しくは本ホームページの『応募方法について』をご確認ください。</p>
Q6	この補助金制度と、その他の制度（自治体や各種団体が実施しているもの等）の併用は可能ですか。	
	A6	<p>補助の対象が重複している場合は、併用することはできません。</p> <p>例えば、変圧器の調査に対して、この補助金制度とその他制度を併用することはできませんが、変圧器の交換はこの補助金制度を活用し、廃変圧器の処分はその他制度を活用、といった方法は可能です。</p>